

(平成21年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

山梨国民年金 事案 172

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 39 年 3 月まで

申立期間の保険料は、民生委員か自治会の役員かどちらかの、当時既に相当年配の人が自宅に集金に来てくれて、毎月納付していた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、制度創設当初から国民年金に任意加入し、以後平成 8 年 1 月に 60 歳に到達するまで、申立期間を除き未納はなく、平成 2 年度には 1 年間の保険料を前納しているなど納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は任意加入中の期間であり、その前後の期間も任意加入して納付していることから、昭和 38 年 5 月から 39 年 3 月までの 11 か月に限って納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、当時申立人が居住していた地区では、国民年金協力委員が民生委員を兼任していたことが確認でき、申立人の主張と一致する。

加えて、申立期間当時の住居は県営アパートで、集金の担当者が年度途中に集金先から申立人を除外することは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 9 月まで

厚生年金保険と国民年金を二重に納めた期間の保険料還付通知を受け取ったが、その期間は A で一人暮らしをしていた。二重に納付するような余裕は無く、その期間のすぐ後に未納期間があり、手続の誤りで二重納付にされてしまったと思うので、未納期間があることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金に係る手続を行ったと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、手続の契機及び時期の記憶が不確かなため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金資格記録は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険資格喪失により国民年金資格を取得した記録のままとなっており、その後の厚生年金保険資格取得及び喪失に伴う国民年金への切替手続が行われた形跡が見当たらないことから、A へ転居後、国民年金への加入手続を行ったとは言い難い。このため、申立期間の保険料納付書は申立人には発行されなかったものと思料される。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の記録欄にも申立期間について、厚生年金保険からの切替手続が行われていた記載は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年8月まで
私の国民年金は、亡くなった祖母が手続及び納付をしてくれたと思う。母に聞いても高齢のためはっきりしないが、すべて納めてあると思っていたところ社会保険事務所の記録では、申立期間が未納となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった申立人の祖母が手続及び納付をしたはずであると申し立てているが、旧A町の国民年金被保険者台帳には手帳交付年月日が、昭和60年10月1日となっており、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日は、同年11月21日となっていることから申立人の国民年金加入手続時期は、同年10月1日の婚姻のころに行われたと推認できる。

また、申立期間の昭和56年1月から同年8月までは、20歳から厚生年金保険に加入するまでの期間であり、国民年金強制加入期間となるためさかのぼって加入期間とされているが、手続きから2年以上さかのぼった期間であるため申立期間の保険料は時効により納付することはできない。事実、60年10月7日にはその時点で支払可能な58年7月から60年3月までの期間について過年度納付を行っていることから、加入時に出来る限りの保険料納付を行っていることが確認できる。

さらに、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から49年12月まで

昭和43年9月にA区役所で転入手続きをした際、国民年金についても加入手続を済ませた。それ以降、49年12月までの間、区役所に国民年金保険料を納めた。申立期間すべてについて保険料を納めた訳ではないが、社会保険事務所の記録では、全く未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月に国民年金に加入し、49年12月までの間、すべてではないものの保険料を納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の申立期間の保険料の納付方法や納付状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和56年12月18日であり、申立期間は時効により納付できず、特例納付が可能な時期でもない。

さらに、申立人には、昭和54年10月から12月までの3か月分の保険料納付記録があるが、この間は、国民年金手帳記号番号払出日から過年度納付が可能な最終期間であり、加えて、申立人が記憶している月額保険料が、この納付記録のある月額保険料とほぼ一致し、申立期間の月額保険料とは大きく異なることから、申立期間の保険料を納付していたとすることは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 176

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年12月まで

国民年金受給手続の際、昭和36年4月から48年12月までの納付記録が無いことに気がついた。50年5月ころ、A市役所B出張所の所長に、申立期間の分をまとめて特例納付により現金で支払ったことを覚えているので、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月ころ、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付により一括納付したと主張しているが、任意加入した49年1月8日に資格取得した記録しか確認できず、申立期間当時の国民年金加入記録は見当たらない。

また、申立人は、昭和34年9月の結婚以来、夫の被扶養者であり、任意加入の対象者であったため、強制加入被保険者を対象とした特例納付制度は申立人には適用されず、その主張内容には矛盾が認められる。

さらに、申立人の夫が一括納付したとする申立期間の保険料額は4万5,900円だったとしているが、特例納付の保険料額は12万9,600円となることから、申立人が主張する保険料額と異なっている。しかも、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月は特例納付の対象期間ではなく、その申立ては認め難い。

加えて、社会保険事務所保管の昭和50年度A市現金納入者一覧表には申立人の名前は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 177

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月から38年9月まで

私は、昭和36年11月24日に国民年金に任意加入したものの、国民年金保険料を納付していなかった。私が無年金にならないようにと、38年9月ころ、夫が私の未納期間の国民年金保険料を一括納付してくれた。未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年11月24日に国民年金の任意加入手続をした後、38年9月ころになってから、夫がそれまでの未納期間の国民年金保険料を一括納付してくれたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録及び国民年金被保険者台帳から、その夫が一括納付したのは40年12月21日（38年10月から40年3月までの間は過年度納付、40年4月から同年12月までの間は現年度納付）であることが推認でき、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年に払い出された当初から一貫して同じ番号であり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 12 月 30 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 37 年以前から株式会社Aに勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間が 38 年 8 月 1 日から同年 12 月 30 日までの 4 か月となっていることに納得できない。給与から社会保険料を引かれていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、申立人と同じ職種であった同僚も、勤務日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が違い、また、勤務年数が短い別の同僚は、同社の厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

また、申立期間②についても、当時の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる関連資料等が無く、同僚の証言からも申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことを推認することができない。

さらに、申立人が勤務していた株式会社Aの清算人から提出のあった厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失確認通知書によると、事業主から年金記録どおりの届出が社会保険事務所に行われていたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。